

# 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の 制定について



令和3年3月17日  
千葉県教育庁  
教育振興部教職員課  
電話043(223)4036

「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定に伴い、「学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」を制定しました。

## 1 主な改正内容

### (1) 一年単位の変形労働時間制を適用する教育職員の勤務時間等の割振り

教育職員が一年単位の変形労働時間制を実施するために必要な週休日及び勤務時間の割振りについて、人事委員会規則で規定される教育委員会の権限を校長に委任するものとする。

### (2) 教育職員の業務量の適切な管理等

県教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、※時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

ア 一箇月において 45時間

イ 一の年度において 360時間

※時間外在校等時間：業務を行う時間から正規の勤務時間を除いた時間

### (3) 「学校における働き方改革推進プラン」の本規則への根拠づけ

「学校における働き方改革推進プラン」を、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項として、本規則に根拠づける。

## 2 施行日

令和3年4月1日